

令和6年度 帯広市立西小学校 いじめ防止基本方針

文部科学省による「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

【いじめの定義】

○「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係(学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、何らかの関係がある児童を指す)にある児童が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

次の要件が満たされている場合はいじめとして対応する。

- (1) 一定の人間関係にあること (学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて)
- (2) 心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネット上のものも含めて)
- (3) 行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていること

○いじめの重大事態とは、「いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる」事態と定義されている。
(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

○いじめの解消とは

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること (相当の期間3ヶ月を目安)
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

※2つの要件が満たされた場合に解消となる

2 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

【基本理念】 「いじめの撲滅」

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

児童は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようとする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活が送れるように、保護者・地域その他の関係機関との連携を図り、学校全体で、いじめ防止と早期発見に取り組み「いじめ撲滅」に努め、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

- (1) 名 称：西小学校いじめ防止対策委員会（特別委員会）
- (2) 構 成：管理職、当該学級担任、生徒指導部、養護教諭・特別支援学級担当（状況に応じて）
(必要に応じてPTA役員・CS協議会・教育委員会・専門機関<SC・SSWなど>・エリアファミリーなどを活用した異校種関係者)
- (3) 活 動：①いじめの防止に関すること

- ②いじめの早期発見に関すること
 - ③いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) 会議：いじめ把握のためのアンケート後に実施する（いじめ事案発生時は緊急開催する）。
CS協議会とPTA役員及び関係機関については、必要に応じて出席を要請する。

4 いじめ発見と防止のための取組

「ほめる、認める、励ます」指導を心がけ、自己有用感や自尊感情を高めるとともに、互いの多様性を認め、相手を思いやり、互いに支え合う雰囲気づくりに努め、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育に学校全体で取り組む。

道徳の時間には、命の大切さについて指導を行い、「いじめは、絶対に許されないこと」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。

（1）いじめの早期発見

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識にたち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。
- ② 教育相談体制の充実を図り、情報を全職員で共有し、いじめ防止対策委員会等の組織的な対応を迅速に行う。
- ③ 児童観察による情報収集
全職員は常に児童の情報収集に努め、気になる言動や行動を発見した場合は、担任に報告する。
担任はその内容を把握し、生徒指導部・教頭に報告し、生徒指導部は内容を精査し、管理職への報告と対応の相談を行う。
- ④ 「いじめ把握のためのアンケート」を年3回（5月・10月・2月）行い、必要に応じて「教育相談」や「個人面談」等を行う。
- ⑤ 必要に応じて家庭訪問を実施し、保護者からの情報収集に努める。

（2）いじめの防止

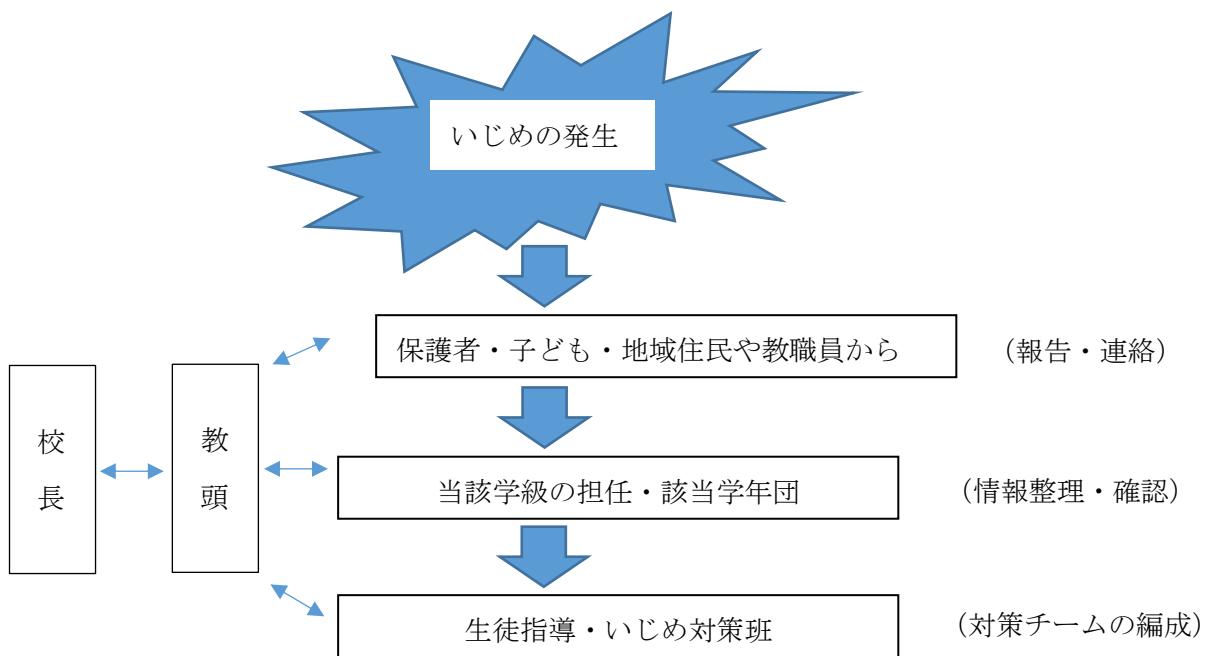
- ①学校内だけでなく、各種団体や専門家、スクールカウンセラーや養護教諭、心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどと連携をとり進めていく。
- ②子ども理解支援ツール「ほっと」やQ-u・アセス（学校適応感尺度）などの活用を視野に入れ児童の学級内の人間関係を探る。

（3）家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
必要に応じて各種関係機関を適切に利用し、早期発見・早期解決に向けた取組を行う。

5 いじめ発生時の対応

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、解決に向けた事実確認と指導の方針に基づいて説明する。同時に、市教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会の役割を明確にする。
 - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を行う。
 - ・被害児童への面談
 - ・加害児童への指導
 - ・事実を認識していた児童への指導
 - ・被害、加害児童への保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した場合は、被害を受けた児童の命や安全を守ることを最優先に対応するため、警察へ相談・通報を行い連携して対応する。
- (6) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
報道関係への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、市教育委員会と連携して対応にあたる。



6 いじめ対策年間プログラム

- | | |
|-----|---|
| 4月 | 本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知 |
| 6月 | いじめ把握のためのアンケート① |
| 7月 | いじめ把握アンケートの分析
改善点の確認
西小学校いじめ防止対策委員会 |
| 11月 | いじめ把握のためのアンケート② |
| 12月 | 改善点の確認
西小学校いじめ防止対策委員会 |
| 2月 | いじめ把握のためのアンケート③ |
| 3月 | 改善点の確認
西小学校いじめ防止対策委員会
活動の評価と次年度の計画 |

いじめの早期発見のためのチェックリスト

日常の行動や様子

児童生徒

- 遅刻・欠席・早退が増えた []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。また、すぐに保健室に行きたがる []
- 用事もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または訪問する []
- 教職員の近くにいたがる []
- 登校時に体の不調を訴える []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い []
- 交友関係が変わった []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする []
- 表情が暗く(さえず)、元気がない []
- 視線をそらし、合わそうとしない []
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする []
- 体に擦り傷やあざができることがある []
- けがをしている理由を曖昧にする []

授業や給食の様子

児童生徒

- 給食にいつも遅れて入ってくる []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている []
- 発言したり、ほめられたりするとひやかしやからかいがある []
- グループ編成の際に所属グループが決まらず孤立する []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする []
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする []

放課後の様子

児童生徒

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている []
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている []
- 一人で下校することが多い []